

＜【保育が必要な方】に関する説明事項＞

※預かり保育が無償化の対象となるためには、第2号様式と下記必要書類を提出し、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

※保護者及び同居の方が下記の事情により、お子さんを保育できない場合に限ります。なお、住民票上の世帯分離や二世帯住宅等を含め同居所に住民票がある方は同居家族とみなしますので、同居家族のうち65歳未満（保育の実施希望開始日時点の年齢）の方は下記の保育できない事情の証明を受ける必要があります。

保護者とは、父、母、65歳未満の祖父母（同居の場合）です。

【保育の必要性の認定要件と、保育の必要性を確認するための必要書類】

保育できない事情	保育の必要性の認定要件	必要書類
就労のため （雇用されている）	日常の家事以外の仕事をしている場合 ＊フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働などを含む ＊月48時間以上の就労をしていること	就労証明書
就労のため （自営業等）		
求職活動のため	求職活動を継続的に行っている場合 ＊認定期間 ・最長3ヶ月	求職に関する申告書 ・ハローワークの登録カード（コピー）添付
妊娠・出産のため	妊娠中であるか、出産後間もない場合 ＊認定期間 ・産前：6週 ・産後：8週	母子手帳（コピー）等
就学のため	学校または職業訓練校に在学している場合 （週3日以上かつ月48時間以上就学している場合）	就学等（予定）証明書
保護者が 病気・障がいのため	病気、負傷、心身に障がい（1級から4級）があり保育困難な場合	疾病・障がい状況申告書 ・診断書または身体障害者手帳（コピー）添付
病気の看護等のため	同居の親族〈長期間入院等をしている場合も含む〉を介護又は看護している場合 （週3日以上かつ月48時間以上介護している場合）	介護・看護状況申告書 ・診断書または身体障害者手帳（コピー）添付
災害復旧のため	震災、風水害、火災等の復旧のために保育できない場合	罹災証明書等
虐待・DVのため	児童虐待防止法第2条または配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合	ご相談ください

☆上記必要書類は王寺町役場子育て支援課の窓口にあります。
なお、王寺町公式ホームページからもダウンロードできます。

預かり保育の無償化の手続きについて

【保育の必要な方】

預かり保育月額 11,300 円まで無償

- ・共働き世帯の子どもなど保育の必要な3歳から5歳児（小学校就学前）までの子どもが対象。
- ・利用日数に応じて月額の上限額は変動。【450 円×利用日数】

保育を必要とする事由

- | | | |
|---------------------|-------------------------|--------|
| ・就労（最低月 48 時間以上の就労） | ・産前産後（産前6週・産後8週） | 〈裏面参照〉 |
| ・保護者の疾病、障害 | ・同居または長期入院している親族の介護・看護等 | |

★その他、認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用料については、上記上限額と預かり保育料の差額を上限として無償となります。

※ 園での預かり保育が（教育時間を含む）平日預かり保育の提供時間数 8 時間未満又は開設日数が 200 日未満である場合のみ該当します。



第 2 号様式を提出してください。【保育の必要性の認定が必要な方】

※保育の必要性を確認するために別途、就労証明書や診断書等の書類が必要です。

◎ 就労証明書等の様式は役場窓口にあります。

なお、王寺町公式ホームページからもダウンロードできます。《保護者全員分必要》

※王寺町役場子育て支援課へ預かり保育の利用日の前日までに提出してください。